

「あいち消防団の日」制定要綱

1 趣旨

近年、高齢社会の進展及び被雇用者の増加等による消防団員の減少への対応が、喫緊の課題となっている。消防団は、地域密着性、動員力、即時対応力等の特性を活かし、地域防災の重要な役割を担っている。さらに、発生が危惧される南海トラフ巨大地震などの大規模災害の際に、消防団は地域防災の要として、住民に身近な地域での活躍が、ますます期待されている。

こうした中、消防団員加入促進を図るため、平成24年11月19日に策定された「大規模災害時における消防団活動指針」において、「あいち消防団の日」を定め、県内で一斉にスケールメリットを活かした啓発活動を行うことについての提言を受けている。

このため、「あいち消防団の日」を制定し、県内で一斉にPR活動を展開し、消防団員の加入促進を図る。

2 あいち消防団の日

毎年1月20日を「あいち消防団の日」とする。

3 制定主体

愛知県、愛知県消防協会

4 協力団体

市町村

5 活動内容

- (1) 県及び愛知県消防協会は、市町村と協働し、消防団活動の普及啓発活動を実施する。
- (2) 市町村においては、駅や公共の施設等において、消防団活動に対する理解や加入促進を図るため、啓発活動を行う。

6 その他

消防団員の加入促進を図るため、県、愛知県消防協会、市町村、関係団体等が協力し、「あいち消防団の日」を契機として、積極的に消防団活動の普及啓発活動に取り組むものとする。

附則

平成25年5月21日から施行する。